

個人の尊厳が大切にされる社会を目指して

市人権教育推進協議会委員の寄稿

子どもに関する人権問題(いじめ)



私たち大人も子どもも、一人の人間として基本的人権が保障され、誰もが生まれながらに幸せに生きる権利を持っています。しかし今、子どもたちの間で起こる「いじめ」が、全国各地で発生しています。家庭においては、児童虐待が増加しています。また、少年非行、インターネットや携帯電話の普及により、児童買春等性的搾取の急増、シンナー・薬物乱用、学校への不登校、体罰など、子どもの人権を侵害する問題も起こっています。

いじめは、人間の尊厳を傷つけ、人権侵害に関わる重大な問題であり、絶対に許されない行為です。子どもは社会の財産です。いじめにより、つらく苦しい思いをしている子どもを一刻も早く救うために、学校や保護者が真剣に向き合い、社会全体で対応することが必要です。そのためにも、相談機関や医療機関に相談や学校との連携を大切に、子どもの心に寄り添った対応が必要です。何気なく言った言葉でも、子どもを傷つけてしまうことがあります。

子どもを、兄弟や友達と比べてしまいませんか？自分は認められていないのでは？信頼されていないのでは？と感じ、深く傷つけることもあります。

子どもたち同士のトラブルを無くし、また、大人も子どももお互いを尊重して幸せに生きるために、次のこと気に付けてみませんか？

- ①人に言われてイヤな事は、自分でも言わない
- ②人と比べない
- ③言う前に、少し考えよう
- ④悪い事は悪いとはっきりと言う
- ⑤相手に対する思いやりを大切にする

この事をみんなが行動に出せたら、少しずついじめはなくなっていくかもしれません。まずは、自分に何かできる事はないかを、身近なことから探してみましょう。

「犯罪被害者など」に関する人権問題



犯罪被害者やその家族は、何の落ち度もないのに、ある日突然犯罪者の不法な行為によって生命、身体、財産に危害が加えられるという直接的な被害だけでなく、その後も精神面、生活面などさまざまな2次被害を受けるなど、幸福に生きる権利を脅かされ続けています。

仕事で逆恨みされ、夫人を殺害されて犯罪被害者となった岡村勲弁護士と、未成年による「光市母子殺害事件」の遺族である本村洋さんら5人の遺族が集まり、平成12年1月23日に第1回シンポジウム「犯罪被害者は訴える」が開催されました。この時、犯罪被害者自らが、権利と被害回復制度の確立を求めて「犯罪被害者の会」(全国犯罪被害者の会)を設立したことから市民運動が始まりました。

当時、犯罪被害者には、わずかな犯罪被害者等給付金以外の公的支援はなく、人々の好奇と偏見の目にさらされる上、加害者の裁判に関わることもできませんでした。

本村さんを取材し記した、門田隆将さんの「なぜ君は絶望と闘えたのか」を読むと、計り知れない苦闘があったことが分かります。

全国犯罪被害者の会の活動によって、平成16年に犯罪被害者等基本法が成立しました。これにより犯罪被害者が『法廷に立って意見を直接述べる権利』が認められるようになりました。

また、平成22年には「公訴時効」を廃止する法律が成立し、重大犯罪者の逃げ得を許さないように、そして被害者の「真実を知る権利」が保証されるように、国民は、逃げ惑う犯人から守られるようになりました。

犯罪被害者となってしまうのは、直接の被害者側だけではありません。加害者側でも発生します。加害者の家族が、居場所を失ってしまったり、自らを無き者にしてしまうようなことが起こっています。

どうしたら、犯罪の起こらない明るい社会を作れるかは、誰もが考えなければならない問題です。



日本の人権問題

日本でも、いじめや虐待、人権と聞くと、馴染みがない、堅苦しいと思う人もいるかもしれません。人権は難しいものではなく、人が人として尊重され、自由で幸福な生活を送るために欠かせない大切な権利です。偏見や差別のない社会の実現に向け、さまざまな取り組みが行われています。しかし、依然として世界各地では、人種差別や地域紛争に伴う人権侵害に苦しんでいる人々のニュースが後を絶ちません。

外国人や障害のある人、ハンセン病元患者とその家族等に対する偏見や差別、企業等での各種ハラスメントなど、さまざまな人権問題が存在しています。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、感染者や医療従事者、またその家族などに対する偏見や差別といつたさまざまな人権問題が発生しています。近年では、SNS上の誹謗中傷、個人の名誉やプライバシーの侵害、あるいは、差別を助長する情報の発信といったインターネット上での人権侵害も深刻な問題となつており、身近なところでも人権問題を考える機会が増えていきます。

市は、市民の人権尊重意識を高めるために、世界人権デーと人権週間に合わせて、市内の中学生、高校生から募集中した人権尊重ボスターの入賞作品の展示会を開催します。また、本号に市人権教育推進協議会の委員による寄稿文を掲載しますので、ぜひ、人権問題について考えるきっかけにしてください。人権は難しいものではありません。誰もが生まれながらに持つている、「幸せになる権利」なのです。市民一人一人がお互いの尊厳を尊重し、共に暮らす明るい社会の実現を目指しましょう。

人権とは？

誰もが幸せになれる社会を目指しましょう

1948(昭和23)年12月10日、国際連合において、世界人権宣言が採択されました。このことから、毎年12月10日を世界人権デー、その前1週間を人権週間と定め、人権意識の普及・高揚のためにさまざまな活動を行っています。

この機会に、人権を守るということについて考えてみませんか。詳しくは、■生涯学習課(回2500)へ。

インターネット上の誹謗中傷の 防止などに関する条例案への 意見を公募します

拉致問題への 関心を高めましょう

12月10日(金)～16日(木)は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

国民的な課題である拉致問題を始め、北朝鮮当局による人権侵害問題に對して、関心と認識を深めましょう。

また、北朝鮮による「拉致容疑事案」および「拉致の可能性を排除できない事案」に関する情報提供などへのご協力をお願いします。

詳しくは、渋川警察署(☎230110)または生涯学習課(☎22500)へ。

市民が加害者にも被害者にもなることなく、インターネット上の恩恵を享受できるための施策を総合的に推進するため、「仮称・渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止条例」の制定を予定しています。条例の制定に当たり、市民の皆さん 의견を反映するため、市民意見公募を行います。詳しくは、**本政策創造課(☎2396)**へ。

募集期間 12月9日(木)～1月7日(金)
閲覧場所 市役所本庁舎市民ホール前 第二庁舎2階入口

提出方法 閲覧場所または市ホームページにある所定の様式に、氏名(団体名)、住所、Eメール(hibukawagunma.jp)または郵送(〒377-18501・石原80)、ファックス(☎6541)、**結果の公表** 提出された意見への市の考え方を、市ホームページなどに掲載します
持参で政策創造課へ 指定のID(9002)へ。

令和3年度人権尊重ポスターの入賞者を紹介します

市教育委員会は、人権尊重の啓発を目的に、人権尊重ポスターの募集を行いました。

今年度は894点の応募があり、審査の結果、次となり最優秀賞・優秀賞の入賞者が決まりました(敬称略)。

入賞作品は来年度の人権尊重カレンダーに掲載し、人権啓発の推進に活用されます。

詳しくは、**生涯学習課(☎22500)**へ。
(小学生の部(6年生))

▷最優秀賞=山本琴実(古巻小学校)
▷優秀賞=狩野葵(渋川北小学校)、鈴木美結(古巻小学校)、森下瑠海(豊秋小学校)、鈴木堇(橋小学校)、石井陸翔(同)、野村杏(同)、田中愛笑(橋北小学校)

(中学生の部(2年生))

▷最優秀賞=諸田遙香(金島中学校)
▷優秀賞=高橋みおと(渋川中学校)、青木芽唯(渋川

北中学校)、吉田芽生(金島中学校)、千明葵(同)、六代芽生(古巻中学校)、荒木瑚偉(子持中学校)、野村悠(北橋中学校)

(高校生の部(1年))

▷最優秀賞=津久井美佳(渋川女子高校)
▷優秀賞=千木良陽菜(同)

入賞作品の展示会

期間 12月10日(金)まで

時間 午前8時30分～午後5時15分

※市役所閉庁日を除く

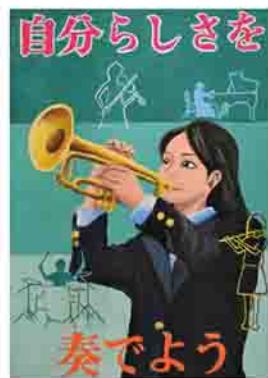
ところ 市役所本庁舎市民ホール

内容 入賞作品計46点の展示

小学生の部最優秀賞



中学生の部最優秀賞



高校生の部最優秀賞

